

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(5) 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）

(1) 事業目的

地球温暖化対策は、地球全体で進めていかなければならない課題であり、島根県においても、県の事務事業を始めとした事業活動等における温室効果ガス排出削減を進め、低炭素社会の実現に貢献することが求められています。

島根県では、平成12年度に「環境にやさしい率先実行計画」を策定し、県の全機関において、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく、県の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制ための措置に関する計画（実行計画）であるとともに、県自らが、事業者・消費者として取り組む環境配慮のための計画です。

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」※2が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

県は、通常の経済活動の主体として地域経済に大きな位置を占めており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的調達に率先して取り組むことで、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与するとともに、地域経済における環境物品等への需要の転換を促し、持続可能な循環型社会の形成に大きな役割を果たします。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい率先実行計画

令和3年3月には「島根県環境総合計画」の策定に伴い、令和3年から令和12年までに平成27年から令和元年度平均比でエネルギー使用量、CO2排出量の10%削減を目標に掲げています。令和2年度は、前年度に比べ、8.1%減少しました。

② 島根県グリーン調達推進

令和元年度の対象品目全体でのグリーン調達率（対象品目の調達数量に占めるグリーン調達適合品の割合）は85.0%でした。

(3) 参考情報

① 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kencho-co2-diet.html

② 島根県グリーン調達推進方針

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/green_kounyuu.html

《用語解説》

※1 グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

※2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律。平成13年施行。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379